

静岡県監査委員告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年12月13日

静岡県監査委員 山下和俊
静岡県監査委員 松本早巳
静岡県監査委員 良知淳行
静岡県監査委員 阿部卓也

第1 監査の概要

令和6年9月5日から11月18日までに実施した出先機関及び財政的援助団体等に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

財政的援助団体等に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかなどの視点から監査を実施した。

第2 定期監査（出先機関）の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

(1) 沼津財務事務所

ア 監査実施日 令和6年10月22日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 自動車税環境性能割の課税誤り

(2) 浜松土木事務所

ア 監査実施日 令和6年10月1日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 建設工事の不適切な工期設定

(3) 富岳館高等学校

ア 監査実施日 令和6年11月18日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 特殊勤務手当等の不正受給

(4) 浜松工業高等学校

ア 監査実施日 令和6年11月18日

イ 監査結果

(7) 財務監査 注意 業務委託における不適切な契約事務及び検査の未実施

2 監査結果がない機関

- (1) 東京事務所（監査実施日 令和6年10月15日）
- (2) 熱海財務事務所（監査実施日 令和6年10月25日）
- (3) 富士財務事務所（監査実施日 令和6年11月18日）
- (4) 静岡財務事務所（監査実施日 令和6年11月18日）
- (5) 磐田財務事務所（監査実施日 令和6年11月18日）
- (6) 浜松財務事務所（監査実施日 令和6年10月25日）
- (7) 西部地域局（監査実施日 令和6年11月18日）
- (8) 県立美術館（監査実施日 令和6年10月2日）
- (9) 富士山世界遺産センター（監査実施日 令和6年11月18日）
- (10) 熱海健康福祉センター〔熱海保健所〕（監査実施日 令和6年10月25日）
- (11) 御殿場健康福祉センター〔御殿場保健所〕（監査実施日 令和6年10月25日）
- (12) 吉原林間学園（監査実施日 令和6年11月18日）
- (13) 看護専門学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (14) 中部農林事務所（監査実施日 令和6年11月18日）
- (15) 西部農林事務所（監査実施日 令和6年10月1日）
- (16) あしたか職業訓練校（監査実施日 令和6年10月16日）
- (17) 畜産技術研究所（監査実施日 令和6年10月25日）
- (18) 畜産技術研究所 中小家畜研究センター〔畜産経営環境技術センター〕（監査実施日 令和6年11月18日）
- (19) 熱海土木事務所（監査実施日 令和6年10月28日）
- (20) 沼津土木事務所（監査実施日 令和6年10月22日）
- (21) 島田土木事務所（監査実施日 令和6年10月21日）
- (22) 静東教育事務所（監査実施日 令和6年11月18日）
- (23) 三島北高等学校（監査実施日 令和6年9月11日）
- (24) 御殿場高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (25) 御殿場南高等学校（監査実施日 令和6年10月25日）
- (26) 小山高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (27) 沼津西高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (28) 沼津城北高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (29) 沼津商業高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (30) 富士宮東高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (31) 富士宮西高等学校（監査実施日 令和6年10月25日）
- (32) 静岡東高等学校（監査実施日 令和6年10月2日）
- (33) 科学技術高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）

- (34) 静岡中央高等学校（監査実施日 令和6年10月25日）
- (35) ふじのくに国際高等学校（監査実施日 令和6年9月25日）
- (36) 川根高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (37) 榛原高等学校（監査実施日 令和6年10月25日）
- (38) 相良高等学校（監査実施日 令和6年10月25日）
- (39) 掛川工業高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (40) 遠江総合高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (41) 袋井高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (42) 磐田南高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (43) 磐田北高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (44) 磐田農業高等学校（監査実施日 令和6年9月5日）
- (45) 磐田西高等学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (46) 静岡視覚特別支援学校（監査実施日 令和6年9月5日）
- (47) 御殿場特別支援学校（監査実施日 令和6年10月25日）
- (48) 沼津特別支援学校（監査実施日 令和6年9月11日）
- (49) 静岡北特別支援学校（監査実施日 令和6年10月25日）
- (50) 静岡南部特別支援学校（監査実施日 令和6年11月18日）
- (51) 三島警察署（監査実施日 令和6年10月25日）
- (52) 沼津警察署（監査実施日 令和6年10月25日）
- (53) 富士宮警察署（監査実施日 令和6年10月25日）
- (54) 清水警察署（監査実施日 令和6年10月25日）
- (55) 焼津警察署（監査実施日 令和6年10月21日）
- (56) 菊川警察署（監査実施日 令和6年9月25日）
- (57) 浜北警察署（監査実施日 令和6年11月18日）

第3 財政的援助団体等監査の結果

- 1 監査結果がある団体 該当なし
- 2 監査結果がない団体

- (1) 一般財団法人 南アルプスみらい財団（監査実施日 令和6年11月18日）
- (2) 公益財団法人 静岡県舞台芸術センター（監査実施日 令和6年10月25日）
- (3) 学校法人 長嶋学園（監査実施日 令和6年11月18日）
- (4) 学校法人 静岡理工科大学（監査実施日 令和6年11月18日）
- (5) 社会福祉法人 和松会（監査実施日 令和6年11月18日）
- (6) 公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構（監査実施日 令和6年11月18日）
- (7) 一般財団法人 静岡県労働福祉事業協会（監査実施日 令和6年11月18日）
- (8) 公益財団法人 静岡県コンテナ輸送振興協会（監査実施日 令和6年11月18日）
- (9) 一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構（監査実施日 令和6年11月18日）

(10) 浜名湖花博20周年記念事業実行委員会（県部会）（監査実施日 令和6年11月18日）

(別表) 監査結果の概要

| 監査箇所 | 区分 | 概要 | |
|-------------------|----|----|--|
| | | 件名 | 内容 |
| 沼津財務事務所 | 注意 | 件名 | 自動車税環境性能割の課税誤り |
| | | 内容 | 沼津財務事務所は、平成28年4月から自動車税環境性能割の申告書の内容を確認するチェックリストを使用しておらず、申告書の記入誤りにより、2件2,900円の追加徴収、14件196,000円の還付を発生させた。 |
| 浜松土木事務所 | 注意 | 件名 | 建設工事の不適切な工期設定 |
| | | 内容 | 浜松土木事務所は、令和5年度に実施した河床掘削工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な期間を工期とする請負契約を締結していた。 |
| 富岳館高等学校 | 注意 | 件名 | 特殊勤務手当等の不正受給 |
| | | 内容 | 富岳館高等学校の教諭は、令和5年4月から令和6年1月までの間、部活動指導の勤務実績がないにもかかわらず、計47日分の週休日等における虚偽の勤務実績及び計5日分の過大な活動時間を申請し、特殊勤務手当138,600円を不正に受給した。 また、当該教諭は、令和5年8月及び12月の計4日分について部活動の遠征に行っていないにもかかわらず、旅費9,200円を申請し、不正に受給した。 |
| 浜松工業高等学校 | 注意 | 件名 | 業務委託における不適切な契約事務及び検査の未実施 |
| | | 内容 | 浜松工業高等学校は、令和5年度に実施した外壁全面打診調査業務委託において、契約書に業務の完了の確認又は検査の時期に関する事項を記載せず、業務の完了を確認するための検査を実施していなかった。 |
| 知事部局の出先機関（機関名非公表） | 注意 | 件名 | 軽油引取税の課税誤り |
| | | 内容 | 財務事務所において、令和2年から令和4年までの間、港湾運送事業の軽油引取税の免税適用を誤り、免税要件に該当しない自社業のための荷運送を免税対象とし、軽油151,420リットル、4,860,582円の課税漏れを発生させた。 |